**「事業者支援事業」事業者提案募集要項**

　芸西村では、地域資源を活かした産業振興と創業支援が地方創生に果たす役割の重要性を考慮して、本村におけるモノづくり技術の発掘、農商工連携した６次産業化の推進や、地域資源ブラッシュアップなどの促進を図り、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進することによる、村民生活の質の向上を目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用した地域経済の好循環の拡大を図るクラウドファンディング等（以下、「ＣＦ等」という。）による資金調達を実施し、事業者への支援を行います。

この事業について、本村での効果的・発展的な事業展開を目標として、地域資源を活かした産業振興と創業にかかる事業者提案を以下に記載のとおり募集いたします。

**事業名：****事業者支援事業**

**１　提案募集に係る事項**

1. 概要

　・地域資源を活かした産業の発展や創業に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。

・事業者からの提案を公募し、魅力的かつ安全で安心な質の高い地域資源を活かす取り組み、採算性等について審査いたします。

・採択された事業提案については、村がＣＦ等による寄附を募集します。

　・募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成すれば、村は、補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。（※寄附目標額を達成しない場合であっても村との協議により補助金を交付する場合があります。）

　・採択事業者は、当該補助金を活用して提案事業を村域内にて実施して頂きます。

新型コロナウイルス感染症によって本村においても産業構造の再構築が進んでいます。そのような中、起業や新規事業をスタートさせたいが踏ん切りがつかない。もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい。本事業は、そのような方々の背中をそっと押させていただくような支援事業と考えており、そういった方々を積極的に支援してまいります。

（２）補助金額

　　交付する補助金はＣＦ等により資金調達します。

目標額（必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。））から設定した寄附目標額に達した場合、ＣＦ等により寄附を受けた額（以下、「寄附額」という。）の１０分の４を交付します。原則、精算払いを基本としますが、概算払いも可能です。

※ただし、目標額に達しなかった場合であっても、村と協議の上、事業を実施する時は交付する場合があります。）

（３）補助限度額

　　補助の限度額はありません。寄附目標額を超えた場合は、村の応援基金へ積み立てさせて頂きます。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

　（留意事項）

※資金調達のため実施するＣＦ（クラウドファンディング）実施に関して手数料は一切かかりません。

※返礼品調達の費用は、村が負担します。

※事業提案にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付頂きます。

※補助金額以外の事業費（消費税等）は事業者負担となりますのでご留意願います。

　　　　　　　※補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額を全額もしくは一部を返還頂きます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。

　　　　　　　※補助金の交付事業は如何なる事情があっても、事業の開始から３年間は、事業を継続する義務を負います。

　　　　　　　※補助金交付後３年間は村の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

　　　　　　　※補助金交付後３年間は事業の進捗を定期的に寄附者に報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にすること。

**２　スケジュール（予定　※変更する場合があります）**

　提案書類提出　　　　　　　令和７年９月３０日（火）午後５時まで

提案審査選定委員会　　別途お知らせします。（選定委員の前でプロポーザル）

提案結果決定通知　　　 提出後２週間以内

ＣＦ等開始　　　　　　　　　令和７年11月中旬以降（村との調整により変動する場合があります）

補助金交付申請※　　　　目標額を達成した日以降

交付決定※　　　　　　　 交付申請後２週間以内

事業開始　　　　　　　　　　交付決定後

※　目標額が早期に達成した場合、補助金交付申請、交付決定の前倒しも可能。

**３　企画提案公募参加資格**

➀法人又は個人の事業者

②自らが事業の実施主体である者

③村内で、起業、商品開発、企業支援、企業誘致で事業を行う個人、法人（表1参照）

④芸西村暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でない者

　⑤地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない個人、法人

　⑥会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きしていない個人、法人

　⑦税（国税及び地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している個人、法人

　⑧宗教活動や政治活動を目的としていない個人、法人

⑨この要項の配布時から補助金交付決定までに村から資格停止の措置を受けていない個人、法人

表1

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
| 村内で起業・企業支援・企業誘致等に関するもの | 工場・作業場等の建物取得に要する経費 |
| 建物附帯設備の整備取得費 |
| 地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 |
| 建物賃借による増改築費 |
| 備品購入費 |
| 委託費 |
| 外部評価費 |
| その他新商品・新サービス開発等に要する経費 |
| 村内で商品開発に関するもの | 地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 |
| 備品購入費 |
| 委託費 |
| 外部評価費 |
| その他新商品・新サービス開発等に要する経費 |

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費は、対象経費には含まない。

※以下の経費は、補助対象になりません。

➢ 既存事業に活用する等、専ら補助事業のために使用されると認められない経費

➢ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

➢ 諸経費、会社経費、一般管理費、現場管理費、雑費等、詳細が確認できない経費

➢ フランチャイズ加盟料

➢ 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く)

➢ 商品券等の金券

➢ 販売する商品の原材料費、予備品の購入費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

➢ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

➢ 株式の購入費

➢ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

➢ 日本国等が行う一定の事務に係る役務（登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付等）に対する手数料

➢ 収入印紙

➢ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料

➢ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）

➢ 各種保険料

➢ 借入金などの支払利息及び遅延損害金

➢ 事業計画書･申請書･報告書等の村に提出する書類作成・提出に係る費用

➢ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費・レンタル費（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用し得るもの、家具等。ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。）

➢ 自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用

➢ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（３者以上の古物商の許可を得ている中古品流通事業者から、型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）

➢ 事業に係る自社の人件費、旅費

➢ 観光農園等のうち、栽培に係る経費

➢ 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）

➢ 上記のほか、市場価格と乖離しているものや公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

対象とならない事業

・金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出が必要な営業(深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く。)

・易断所、観相業、相場案内業

・競輪・競馬等の競走場、競技団

・芸妓業、芸妓斡旋業

・場外馬券・車券売場、競輪・競馬予想業

・興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査を行うものに限る。)、探偵業

・集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)

・宗教、政治、経済、文化に係る団体

・村に補助事業がある事業

**４　応募要項の配布期間及び提出**

（１）配布期限：令和7年9月30日（火）午後５時まで（延期はしない）

（２）配布場所：芸西村のＨＰにて配布（下記のＵＲＬからダウンロードしてください）

　　　　　URL：http://www.vill.geisei.kochi.jp/pages/m001260.php

（３）資料の提出及び期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 部　数 | 提　出　期　限 |
| 企画提案書及び添付書類 | 正本１部副本9部 | 令和７年９月３０日午後５時 |

※如何なる理由があろうとも、期限以降は受付を行わない。

（４）提出場所：芸西村　企画振興課

　　　　　　　　〒781-5792　高知県安芸郡芸西村和食甲1262

（５）提出方法

「（３）資料の提出及び期限」に記載する期限内（土日祝日は除く午前9時から午後5時の間）に提出書類を、「（４）提出場所」まで持参又は郵送してください。

（６）企画提案に関する留意事項

ア　複数の提出の禁止

同一の個人、法人が同年内に複数の申請をした場合は、失格とします。

イ　応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、村が補正等を求めた場合は除きます。

ウ　虚偽の記載に対する取扱い

応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ　応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ　選考結果の疑義

一切認めません。

カ　著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ　提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

ク　守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、村から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

**５　質疑応答**

本要項の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

（１）提出期限

令和７年９月２日（火）午後３時まで

（２）提出方法

「様式２　質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、「件名」の初めに必ず「【質問：事業者支援事業】」と明記してください。

※電子メールアドレス：（企画振興課）

（３）回答方法

質問書提出締切後、1週間以内に回答します。

（４）その他

「（1）提出期限」の期間を経過した後の質問、「３　企画提案参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けしませんのでご注意ください。

　　　　また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、受け付けしませんので、併せてご注意ください。

**６　ＣＦ等について**

（１）事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、村においてＣＦ等を民間のサイト等にて実施します。**評価点数の高い事業からＣＦを行います。資金が集まり次第、次に点数の高い事業に対してCFを開始します。**

**※採択された事業であっても評価点数によってはCF開始までに時間がかかります。**

**なお、近年の急激な物価高、賃金上昇に伴い、採択された提案の事業費に変更がある場合は、年１回事業者からの申し出により事業内容の協議を行うことができることとします。**

（２）目標額の算出

補助対象経費から目標額を算出します。

**７　補助に関する留意事項**

（１）損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が村及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに村にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

（２）事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに村に報告しなければなりません。

**８　提案募集の停止・中止または取消し**

村の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本村はその損害について一切負担しません。

**９　企画提案書の作成**

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

（１）共通事項について

①企画提案書の提出は、当該事業に対し、個人・法人とも１年に１点とします。（再ﾁｬﾚﾝｼﾞ可）

②企画提案書の提出書類は、企画提案書及び「提出書類」に記載する書類とします。

③日本工業規格Ａ４用紙を使用します。

④企画提案書の表紙（様式）には、表題及び個人もしくは事業所（団体）名、代表者名、提出

年月日、連絡先（担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・ＦＡＸ番号・電子メールアド

レス）を記載してください。 なお、企画提案書の表紙に記載する表題は、「**事業者支援事業**」と

します。

　　　⑤企画提案書（添付資料を除く）は、３０ページ以内で提出してください。

⑥紙媒体により正本１部、副本9部作成してください。

⑦使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。

⑧企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

（２）企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、次の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

**１０　審査方法及び審査基準**

（１）審査方針について

応募書類の審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、採択提案者を決定します。また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（２）審査方法について

**応募者は、応募書類の内容について、選定委員の前で事業提案（プレゼンテーション）をしてください。日程については別途お知らせします。**下記の審査基準に基づき、審査を実施し、基準点を超えた法人から提案者を選定します。

（３）審査項目及び審査基準について

審査は、提出された提案書に基づき、次の項目及び基準により実施します。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

○審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 提案者について | ・実施体制、実績 | 20点 |
| 提案内容について | ・独創性、新規性、市場性、成長の可能性・優位性、実現性・社会貢献（村への貢献度含む）・経済波及効果・（ふるさと納税の返礼品としての可能性） | 40点 |
| 資金・収支計画について | ・収益性・資金計画 | 40点 |
| 合計100点 |

　　※合計60点以上で選定候補者とします。

**１１　審査結果**

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいたすべての応募者に、11月末までに文書で通知します。

**１２　企画提案者の失格**

　　　次のいずれかに該当する場合は失格となります。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

（２）審査の公平性を害する行為があった場合

（３）企画提案内容の補足説明を求めたにも係らず、補足説明しなかった場合

（４）その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

**１３　企画提案に要する費用負担**

　　　企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

**１４　企画提案書等の取扱い**

　　提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

**１５　その他**

・採択された提案内容については、採択提案者の選定後に村と詳細につきまして協議させていただきます。協議の結果、ＣＦ等内容・金額について変更が生じることがあります。

★**提出書類**

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

**※提出の前に芸西商工会で審査を受ける必要があります。**

**◆応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）**

**ア**　**企画提案書**【様式】（芸西商工会で審査）10部 うち押印したものは1部

**イ**　**収支計算書（**芸西商工会で審査）10部（正本１部、副本９部）

**ウ　補助対象経費の概算見積書**【様式自由】10部　うち押印したものは1部

**エ　事業実施体制の組織表**【様式自由】10部

（各構成員の役割分担等が明示されているもの）

**オ　提案事業者の過去の事業実績**【様式自由】10部　⇒無ければ必要ありません。

**カ　直近3期分の決算書**（個人の場合は確定申告書）10部

**キ　法人税の申告書**（法人の場合）10部（個人の場合は確定申告書の写し）10部

　 **ク　履歴事項全部証明書**（3か月以内のもの）（個人の場合は住民票の写し）10部

**ケ　定款の写し**（個人の場合は個人事業の開廃業等届出書）10部

**コ　営業許可証等の写し**（許認可を必要とする場合に限る）10部

**サ　補助対象経費の概算見積書を作成**（様式自由）10部

シ　その他村長が求める資料

**陣頭きあ**

**別添）**